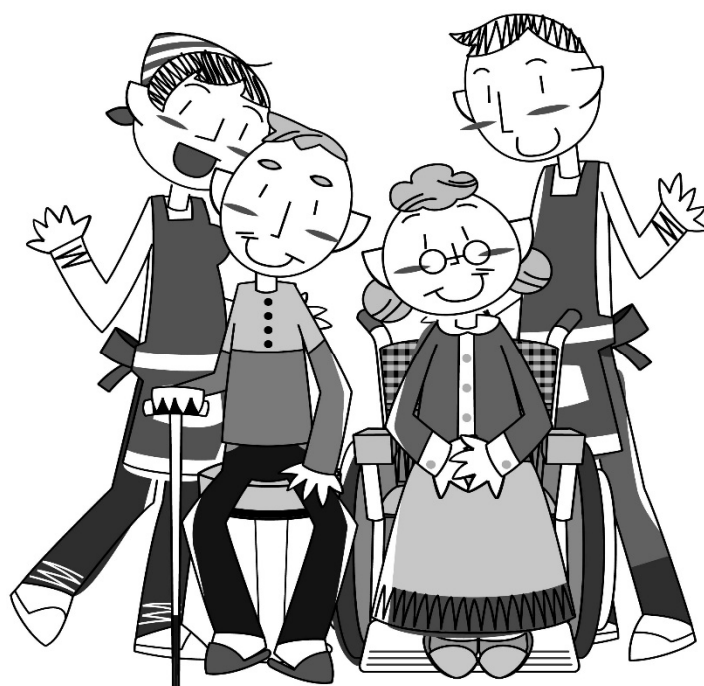


坂出市 高齢者福祉計画

および

第8期介護保険事業計画

概 要 版



坂 出 市

1 計画策定の趣旨

1 策定の背景

本市では、2000（平成12）年度に介護保険制度がスタートされて以降、高齢者福祉計画および介護保険事業計画を策定し、さまざまな高齢者福祉施策の推進に取り組んできました。

団塊の世代が75歳以上になる2025（令和7）年、さらにその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据えて、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進を図り、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるまちづくりを進める計画として、「坂出市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。

高齢者福祉計画は、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画であり、介護保険事業計画は、必要なサービス量を見込み、介護サービスや介護予防サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

高齢者福祉計画

すべての高齢者施策に関する基本的方向や目標など取り組むべき施策全般を定める計画

介護保険事業計画

介護サービスや介護予防サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する計画

3 計画の期間

本計画の対象期間は、2021（令和3）年度～2023（令和5）年度の3年間です。

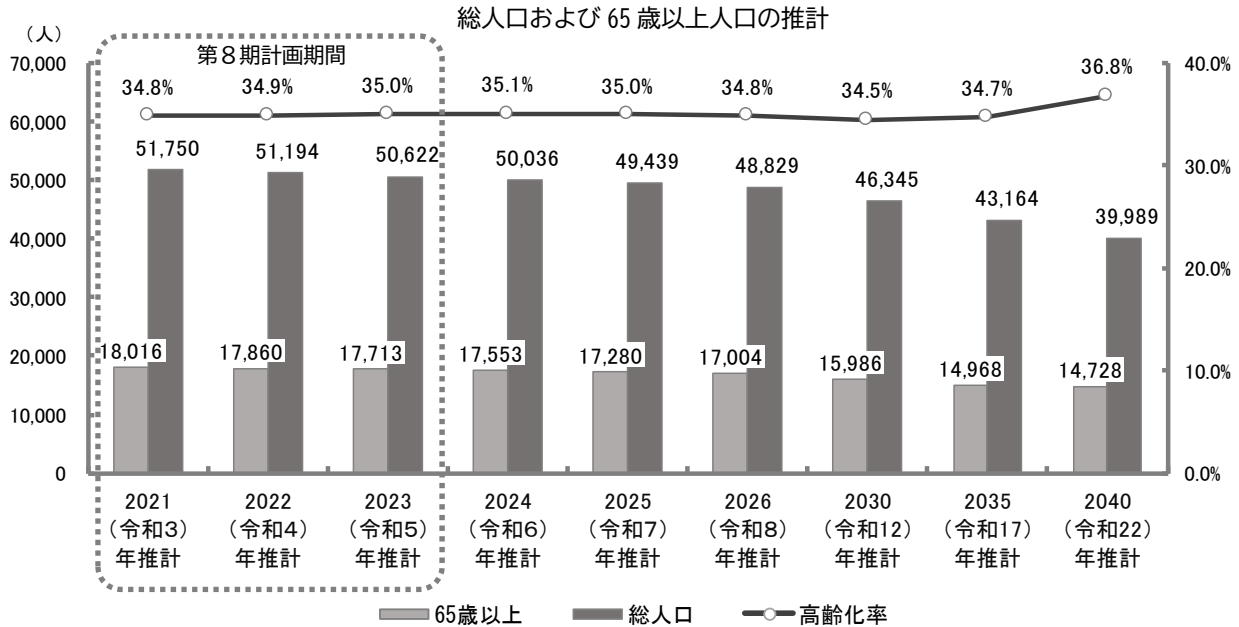
本計画では、第9期計画期間中にあたる「2025（令和7）年」および「2040（令和22）年」を見据え、段階的な構築をめざしている「地域包括ケアシステム」について、より一層の深化・推進をすすめることとします。

平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画						「2025（令和7）年」および「2040（令和22）年」を見据えた計画の策定						
			高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画									
						高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画		高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画				

2 坂出市における高齢者を取り巻く現状

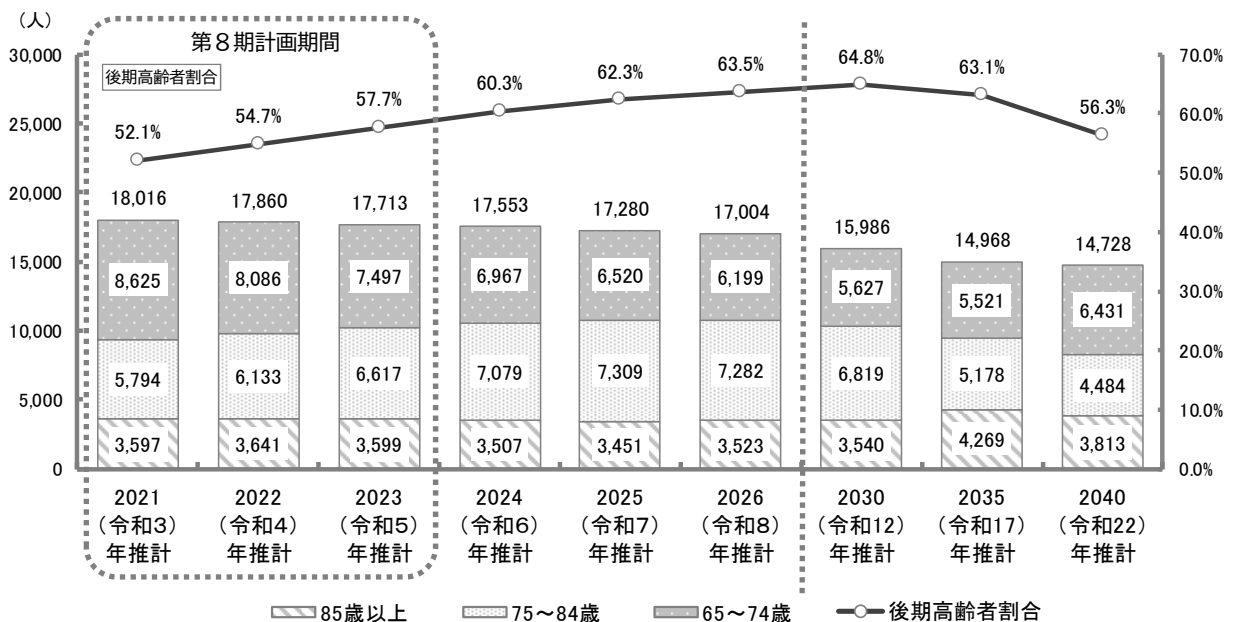
(1) 人口推計

本市の総人口は、2021（令和3）年推計の51,750人から2023（令和5）年には50,622人、2040（令和22）年には39,989人と11,761人減少すると予測されます。高齢者人口も減少すると予測されており、2023（令和5）年では65歳以上は17,713人、2040（令和22）年では65歳以上は14,728人と予測されます。



(2) 65歳以上人口の推計

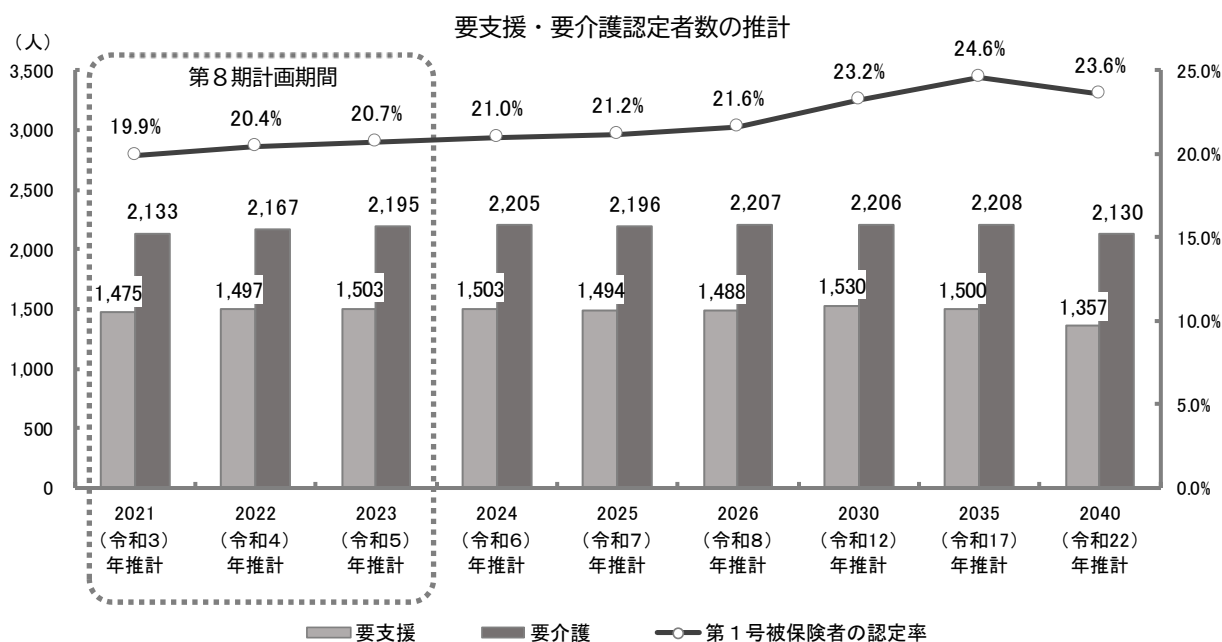
前期・後期高齢者人口の推計は、前期高齢者人口が減少し、後期高齢者人口が増加する傾向が続くと予測されます。2025（令和7）年には、高齢者人口は17,280人と現在より少なくなりますが、後期高齢者人口は10,760人、高齢者人口に占める後期高齢者人口の割合は62.3%と大きく増加すると予測されます。



※推計にあたっては、2016（平成28）～2020（令和2）年（各年10月1日現在）の住民基本台帳の人口により、コーホート変化率法を用いて算出したものを採用

(3) 要支援・要介護認定者数の推計

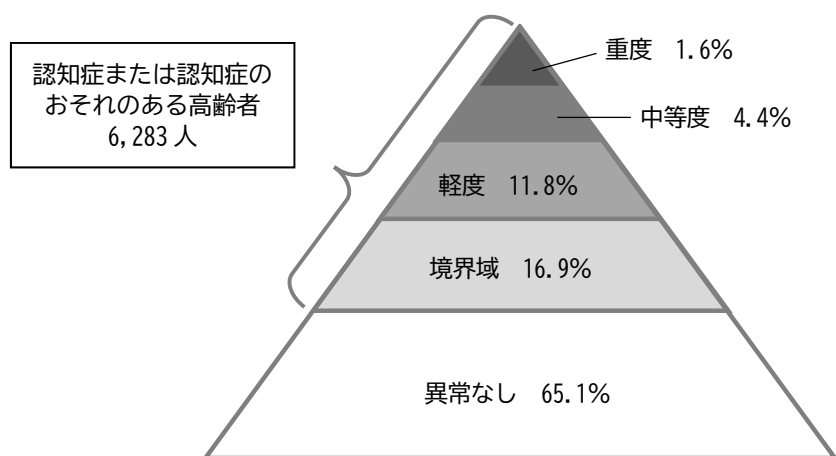
要支援・要介護認定者数の推計では、2023（令和5）年度時点に合計が3,698人、2025（令和7）年度時点に合計が3,690人と見込まれます。第1号被保険者の認定率は上昇していくと予測されます。



※認定者数は、第1号被保険者と第2号被保険者の総数とし、認定率には第2号被保険者は含まない
 ※推計は、2020（令和2）年8月分の認定率により独自に試算
 ※人口数と第1号被保険者数は一致しない。

(4) 認知症高齢者数の推定値

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、認知症または認知症のおそれのある高齢者の推定結果は6,283人と推定され、65歳以上の約3人に1人の割合となります。



※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果を参考にし、未回答群も回答群と同じ程度のCPS（認知機能障害の程度）であろうという前提での推定値
 ※実際の人口値（住民基本台帳）を参考にして算出



3 計画の方針および体系

基本理念

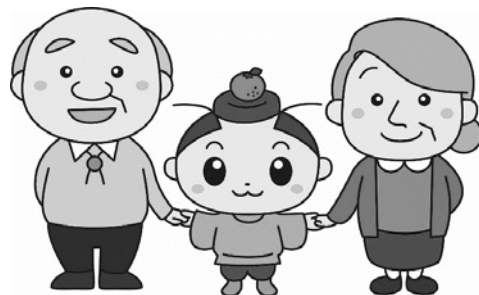
誰もが安心して いきいきと暮らせる 地域づくり

基本方針

2040（令和22）年を見据えた仕組みづくり

基本目標

健やかに 幸せな まちづくり
楽しく 豊かな 生きがいづくり
思いやりのある 地域ネットワークづくり



具体項目

1 介護予防と社会参加の推進

- (1) 介護予防の充実
- (2) 元気高齢者の活動支援

2 高齢者の生活を支える体制の充実

- (1) 「坂出ささえまるネットワーク」の充実
- (2) 在宅生活支援の充実
- (3) 安心して生活するための環境づくり
- (4) 高齢者の権利擁護と虐待防止

3 認知症施策の推進

- (1) 認知症の理解を深めるための普及啓発
- (2) 認知症の人や関わる人への支援

4 包括的な支援体制の強化

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域ケア会議の充実と適切なケアマネジメントの推進
- (3) 在宅医療・介護連携の推進

5 介護支援の推進

- (1) 介護サービス事業所への支援
- (2) 持続可能な介護保険制度運営

めざす姿

夢（生きがい）を持って
元気に わくわく 自分らしく
健やかで幸せなまちへ

4 今後の目標と取組

1 介護予防と社会参加の推進

(1) 介護予防の充実

目標	取組	
介護予防・自立支援の充実	新規	○オリジナル体操「ころばんで体操」の普及
	拡充	○「さかいで介護の日」の充実 ◆介護予防事業の普及啓発 ◆健幸アドバイザーの講演会
	継続	○介護予防サポーターの養成を通じての地域での担い手づくり ○「出前講座」を活用し、自立支援、介護予防に関する普及啓発 ○介護予防・生活支援サービスの推進 ○一般介護予防事業の推進 ◆転倒予防に特化したはつらつ教室 ◆認知症予防に重点をおいたミュージック・ヒーリングや コグニサイズ ◆フレイル対策や生きがいづくりを目的としたフレイル予防 教室
多面的なフレイル予防の 取組の推進	新規	○保健事業と介護予防の一体的な取組の推進 ◆ハイリスクアプローチ（重症化予防のための個別支援） ◆ポピュレーションアプローチ（通いの場などへの支援） ○フレイル予防の推進 ◆管理栄養士による栄養教室の開催や栄養指導の実施 ○オーラルフレイルの普及啓発 ◆オーラルヘルスリーダーによる口腔ケアの推進

(2) 元気高齢者の活動支援

目標	取組	
健幸づくりの推進	新規	○健幸アドバイザーとの連携 ○かがわ健康ポイント事業との連携 ○民間事業者との連携による健康づくりの推進
	継続	○高血圧や糖尿病の予防のための生活習慣病改善に向けての 周知啓発 ○特定健康診査の受診勧奨 ○家庭訪問、健康相談、健康教育などのきめ細やかな保健指導の 強化 ○適切な食事、適度な運動、禁煙などの生活習慣改善の促進
地域住民同士の交流の推進	継続	○老人クラブ等への参加促進および活動の多様化 ○小・中学生による地域の福祉施設との交流や行事等における 高齢者など多世代交流の促進 ○民生委員や関係機関団体との連携

目標	取組	
生涯学習やスポーツ活動を通じての生きがいづくりの推進	拡充	○ラジオ体操広場の設置による普及促進
	継続	○生涯学習フェスタへの参加促進 ○生涯スポーツの普及 ○感染症対策を講じたうえでの体力測定の実施 ○生きがいづくりのための各種講演会の開催（老人大学等）
通いの場や仲間づくりの推進	拡充	○通いの場・仲間づくり等による住民主体の交流活動への支援
	継続	○「出前講座」など通いの場への多職種による協力支援 ○閉じこもり予防のため、住民主体の通いの場設置への支援
高齢者の就労・就業等への支援	拡充	○坂出市社会福祉協議会が推進するふれあいサービス（有償ボランティア活動）の会員増に向けた支援
	継続	○シルバー人材センターの活動の充実への支援 ○シルバー人材センターの会員増に向けて広報活動の強化

2 高齢者の生活を支える体制の充実

（1）「坂出ささえまろネットワーク」の充実

目標	取組	
地域の生活課題を市民と共働で話し合う体制の充実	拡充	○坂出ささえまろネットワーク会議開催による市内の状況、情報の共有 ○生活支援コーディネーターと連携した既存の取組の拡充
地域住民がお互いに助け合い、支え合う体制づくり	拡充	○地域内での地縁組織連携体制の強化、活動状況の共有 ○地域の実情に応じた住民主体の活動創出支援
	継続	○配食・声かけ・見守り活動を実施している各団体への各種支援 ○民生委員による援護を必要とする住民への見守りと相談支援活動の推進
より身近な範囲での助け合い、支え合い活動の充実	拡充	○坂出ささえまろネットワーク井戸ばた会議開催を通じた市民への普及啓発 ○地域独自の情報発信支援 ○担い手の発掘支援

（2）在宅生活支援の充実

目標	取組	
家族介護・在宅介護の支援	継続	○介護支援サービスの充実 ◆在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業 ◆介護慰労金支給事業 ◆寝具乾燥消毒サービス事業 ◆老人入浴サービス給付事業

目標	取組	
ひとり暮らし高齢者等への支援	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○見守り協定事業の実施（郵便局，JA，新聞販売店等） ○介護支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ◆老人福祉電話貸与事業 ◆要介護老人給食サービス事業 ○高齢者見守り支援事業（坂出ほっとふれんず）による訪問活動を通じたニーズ把握と支援 ○老人クラブによるひとり暮らし高齢者世帯・寝たきり高齢者宅への訪問

（３）安心して生活するための環境づくり

目標	取組	
高齢者に適切な住まい環境の整備	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○軽費老人ホーム，有料老人ホーム，サービス付き高齢者向け住宅，養護老人ホームの状況把握と情報提供 ○坂出市民間住宅耐震対策支援事業の推進 ○住宅用火災警報器の普及活動
高齢者や障がい者など地域住民が生活しやすい都市整備	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な歩道幅員や段差解消，勾配の軽減等バリアフリーを考慮した街路整備 ○高齢者や子どもの利用に配慮した公園などの整備 ○デマンド型乗合タクシー，循環バスの利用促進
交通安全の推進および高齢者の事故防止対策の強化	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者運転免許証自主返納支援事業 ○高齢者の参加による交通安全キャンペーン ○高齢者交通安全教室の実施
災害および救急救命時を想定した支援体制の整備	新規	<ul style="list-style-type: none"> ○Net119緊急通報システム ○あんしん通報サービス事業
	拡充	○福祉避難所（二次避難所）の整備
	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の耐震化工事 ○自主防災組織の活動の促進 ○災害時の避難（避難行動要支援者避難支援計画〔個別計画〕）の整備 ○きんとキット（救急医療情報キット），携帯カード，119番登録制度の普及啓発および消防本部との連携 ○老人大学での救急実技指導および防火講演
さまざまな感染症への対応	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○日ごろからの感染症対策の啓発 ○さまざまな感染症発生時の正確な情報提供や相談体制の整備

（４）高齢者の権利擁護と虐待防止

目標	取組	
高齢者の虐待防止	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待防止マニュアルの活用 ○警察，病院，サービス事業所等関係機関との連携 ○老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度の活用

目標	取組	
高齢者の権利擁護	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ◆市長申立て ◆成年後見人等報酬助成 ○坂出市社会福祉協議会日常生活自立支援事業との連携 ○坂出市権利擁護専門委員会での対応事例についての検討
成年後見制度の利用促進	新規	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進体制整備事業の推進 ○専門職，関係機関との地域連携ネットワークの構築（周知啓発・受任調整・後見人支援）
	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○坂出市成年後見センターとの連携 ○市民後見人養成を通じた担い手の確保

3 認知症施策の推進

(1) 認知症の理解を深めるための普及啓発

目標	取組	
認知症のかたと共生する地域づくり	新規	○世界アルツハイマーデーと連動した普及啓発の取組
	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症サポーター養成講座（小・中学校，民間企業も対象に積極的に開催） ○認知症サポーター養成講座修了者へのフォローアップ研修の開催 ○認知症ケアパスの積極的活用
認知症になるのを遅らせ，進行を緩やかにする支援の充実	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症予防につながる運動・栄養改善・社会参加活動の重要性の啓発 ○生活習慣病やロコモ予防担当部署との連携

(2) 認知症の人や関わる人への支援

目標	取組	
早期発見・早期対応の推進	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○「もの忘れ・けんしん」による早期対応と予防の周知 ○認知症初期集中支援チームとの連携先の拡充（かかりつけ医，専門医療機関，認知症疾患医療センター，歯科医療機関，薬局，民生委員，地域住民等）
本人・家族支援のための体制の充実	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症カフェ「さかいでオレンジかふえ」の普及 ○坂出市まいまいこ（はいかい）高齢者おかえり支援事業の推進 ○認知症の身近な地域の相談窓口の周知 ○認知症ケア向上講座の開催

4 包括的な支援体制の強化

(1) 地域包括支援センターの機能強化

目標	取組	
地域包括支援センターを中心とした相談体制の推進	新規	○複雑化, 複合化した支援ニーズに対応するための支援体制の構築
	拡充	○高齢者の総合相談窓口としての「出前包括」の拡充 ○「介護と育児」や「介護と介護」を同時に担う「ダブルケア」への支援

(2) 地域ケア会議の充実と適切なケアマネジメントの推進

目標	取組	
多職種連携による地域ケア会議の充実	拡充	○ケアマネジャーの資質向上のための新規ケアプランチェック事業 ○自立支援にむけた事例検討会の実施（要支援者を対象）
	継続	○地域課題を把握し, 社会資源の開発や政策形成につなげるための地域ケア会議の開催
ケアマネジメントの向上に向けた取組の充実	新規	○感染症対応や災害時を想定したケアマネジメントに関する勉強会の開催
	拡充	○自立支援・重度化防止に資するための研修の充実 ○入退院支援の推進を図るための医療機関等との意見交換会の開催 ○多問題を抱える世帯への支援等, 困難事例の検討のためのケース会義の開催

(3) 在宅医療・介護連携の推進

目標	取組	
在宅医療・介護連携に関する相談支援	拡充	○コーディネーターを中心とした相談窓口の周知啓発 ○地域の在宅医療や介護の資源の把握（情報収集, リスト化, マップ化）
地域住民への普及啓発	新規	○「エンディングノート」を活用し, ACP（アドバンスケアプランニング）に関する周知啓発 ○本人の意見を尊重した意思決定支援の促進
	拡充	○市民を対象とした「看取り」や「終末期」に関する講演会の開催
切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくり	拡充	○医療・介護関係者の情報共有の支援（情報共有ツール）
	継続	○医療・介護関係者の顔の見える関係づくり（多職種研修会） ○医療・介護関係者等による事例検討会（レコルデ在宅） ○多職種連携の実践のためのグループワークの実施

5 介護支援の推進

(1) 介護サービス事業所への支援

目標	取組	
介護サービスの質の向上	継続	○介護サービス事業所への継続的な相談，支援による介護サービスの質の向上

(2) 持続可能な介護保険制度運営

目標	取組	
効率的・効果的な介護給付の促進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○介護給付適正化計画に沿って計画的に実施し，検証・評価・見直しを行う ◆要介護認定の適正化 ◆ケアプランの点検 ◆住宅改修・福祉用具の点検 ◆医療情報との突合・縦覧点検 ◆介護給付費通知の送付 ○介護相談員派遣事業の実施 ○第三者行為求償の取組拡大 ○介護相談員，認定調査員等の各種研修への参加 ○離島等サービス確保対策事業の推進 ○実地指導等を通じたサービス事業所への指導 ○居宅介護支援事業者連絡会や地域ケア個別会議を通じた介護支援専門員への助言
介護保険に関する情報提供・啓発	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○老人大学等での介護保険制度の説明，出前講座の開催 ○広報紙，ホームページ等を通じた高齢者に配慮した情報の提供 ○制度改正に対応したパンフレットの作成，医療機関への配布
介護人材の確保および資質の向上	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○県の実施する人材育成研修等の教育機会の活用支援 ○介護の魅力を発信することによる介護人材の発掘



5 介護保険料について

第1号被保険者の保険料（月額）は次のとおりです。

保険料基準月額：5,594円（年額67,100円）

【2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの所得段階別介護保険料】

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料
1	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円以下の人	0.50 (0.3)	20,100円
2	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.675 (0.5)	33,500円
3	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が120万円を超える人	0.75 (0.7)	46,900円
4	・本人が市民税非課税（世帯で課税者あり）で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円以下の人	0.875	58,700円
5	・本人が市民税非課税（世帯で課税者あり）で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円を超える人	1.00 基準額	67,100円
6	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	80,500円
7	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.25	83,800円
8	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が190万円以上500万円未満の人	1.50	100,600円
9	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上の人	1.75	117,400円

※消費税率10%への引き上げに伴い、市民税非課税世帯（第1段階～第3段階）の保険料について、公費により（ ）内の保険料率への軽減が継続されます。

※合計所得金額：平成30年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直しが行われます。

坂出市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画 【概要版】

発行年月：2021（令和3）年3月

発行：坂出市 福祉事務所 かいご課

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

TEL：0877-44-5090 FAX：0877-44-5028